

新潟市水道局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年10月3日

新潟市長 中原八一

新潟市条例第37号

新潟市水道局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例
新潟市水道局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和32年新潟市条例第84号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職」を「短時間勤務の職（地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職をいう。）」に改める。

第18条の見出し中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第1項中「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（定年退職者等の再任用に関する経過措置）

2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員については、第4条、第4条の4及び第14条の規定は、適用しない。